

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行			改 正 後		
○略語等及びその定義一覧表			○略語等及びその定義一覧表		
預貯金者保護法	(略)	(略)	預貯金者保護法	(略)	(略)
金融商品販売法	金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号)	Ⅱ-3-2-1-1 (1)	金融サービス提供法	金融サービスの提供に関する法律(平成12年法律第101号)	Ⅱ-3-2-1-1 (1)
経営者保証ガイドライン	(略)	(略)	経営者保証ガイドライン	(略)	(略)
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-2 利用者保護等</p> <p>Ⅱ-3-2-1 与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する利用者への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅱ-3-2-1-1 意義</p> <p>(1) 水協法第11条の12第2項及び信用事業命令第13条は、組合に対し、その行う事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。)を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することを義務付けている。</p> <p>また、組合は信用事業に関し、利用者に対し虚偽のことを告げる行為、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為等をしてはならないとされている(水協法第11条の10、信用事業命令第7条の4)。これらの行為は、そもそも水協法第11条の12で定める信用事業の的確な遂行その他健全かつ適切な運営が確保されるための措置に違反する行為として禁止されてきたものである。</p> <p>(注) 説明体制の整備は組合の行うすべての信用事業が対象となるが、資産</p>			<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-2 利用者保護等</p> <p>Ⅱ-3-2-1 与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する利用者への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅱ-3-2-1-1 意義</p> <p>(1) 水協法第11条の12第2項及び信用事業命令第13条は、組合に対し、その行う事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。)を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することを義務付けている。</p> <p>また、組合は信用事業に関し、利用者に対し虚偽のことを告げる行為、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為等をしてはならないとされている(水協法第11条の10、信用事業命令第7条の4)。これらの行為は、そもそも水協法第11条の12で定める信用事業の的確な遂行その他健全かつ適切な運営が確保されるための措置に違反する行為として禁止されてきたものである。</p> <p>(注) 説明体制の整備は組合の行うすべての信用事業が対象となるが、資産</p>		

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>運用商品の販売に関しては、<u>金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号。以下「金融商品販売法」という。）</u>の施行等に対応した体制整備が必要である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-3-2-2 利用者の誤認防止等 II-3-2-2-2 主な着眼点</p> <p>組合が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、利用者の誤認防止、利用者情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。</p> <p>また、コンピュータ設備を共用する場合に組合自らの情報管理規程が遵守できるよう体制が整備されているか。</p> <p>組合の店舗戦略や業務運営の見直しが進められている中、例えば、過疎地にある営業所を組合員等利用者のニーズに基づき維持する場合や、合併等の結果として生じた同一地域に所在する営業所について、他の金融機関等が共同で営業所を設置することが考えられる。運営形態としては、当該組合が他の金融機関等と共同して営業所を設置する場合や、信用事業を他の組合に譲渡した組合の本支店に当該他の組合が営業所を設置する場合のほか、例えば、組合が他の金融機関等から委託を受けて銀行代理業、特定信用事業代理業や登録金融機関業務を行う場合などが考えられる。</p> <p>このように、組合と他の金融機関等が、同一建物、同一フロアに共同の営業所を設置して運営する場合、必ずしも、当該組合自身の業務のためのスペースと、他の金融機関等の業務のためのスペースとの間に、いわゆる遮断壁を設ける必要はないものの、利用者の誤認防止等の観点から、特に以下の点に留意すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>II-3-2-4 外部委託 II-3-2-4-1 意義</p>	<p>運用商品の販売に関しては、<u>金融サービスの提供に関する法律（平成12年法律第101号。以下「金融サービス提供法」という。）</u>の施行等に対応した体制整備が必要である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-3-2-2 利用者の誤認防止等 II-3-2-2-2 主な着眼点</p> <p>組合が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、利用者の誤認防止、利用者情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。</p> <p>また、コンピュータ設備を共用する場合に組合自らの情報管理規程が遵守できるよう体制が整備されているか。</p> <p>組合の店舗戦略や業務運営の見直しが進められている中、例えば、過疎地にある営業所を組合員等利用者のニーズに基づき維持する場合や、合併等の結果として生じた同一地域に所在する営業所について、他の金融機関等が共同で営業所を設置することが考えられる。運営形態としては、当該組合が他の金融機関等と共同して営業所を設置する場合や、信用事業を他の組合に譲渡した組合の本支店に当該他の組合が営業所を設置する場合のほか、例えば、<u>組合が他の金融機関等から委託を受けて銀行代理業、特定信用事業代理業若しくは金融サービス仲介業（金融サービス提供法第11条第2項に定める預金等媒介業務に限る。以下同じ。）</u>を行う場合又は登録金融機関業務を行う場合などが考えられる。</p> <p>このように、組合と他の金融機関等が、同一建物、同一フロアに共同の営業所を設置して運営する場合、必ずしも、当該組合自身の業務のためのスペースと、他の金融機関等の業務のためのスペースとの間に、いわゆる遮断壁を設ける必要はないものの、利用者の誤認防止等の観点から、特に以下の点に留意すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>II-3-2-4 外部委託 II-3-2-4-1 意義</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>組合が、その信用事業を第三者に委託すること（以下「外部委託」という。）は、経営の効率化を図ることにとどまらず、より専門性を有する者に信用事業を委託することで、多様な利用者ニーズへの対応や急速な技術革新を踏まえた迅速な対応等を図ることも期待できる。しかしながら、組合が外部委託を行う場合には、利用者を保護するとともに、外部委託に伴う様々なリスクを適切に管理するなど業務の健全かつ適切な運営を確保することが求められることから、法令により、組合はその信用事業を第三者に委託する場合における当該信用事業の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならないとされている（水協法第 11 条の 12 第 2 項、信用事業命令第 12 条の 5）。</p> <p>以下に示す観点は、外部委託が行われている場合の一般的な着眼点であるが、委託業務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意するものとする。</p> <p>（注 1） （略）</p> <p>（注 2） 組合の信用事業を行うために必要な業務の一部について外部委託が行われている場合（<u>水協法第 106 条第 1 項の許可を受けて特定信用事業代理業を行う場合を除く。</u>）には、以下の着眼点のほか、当該外部委託が<u>特定信用事業代理業</u>に該当するものとなっていないかどうかについても、検証を行うよう配意するものとする。</p> <p>（注 3） 例えば、組合の付随業務のみを外部委託することは水協法上の許可を必要とする<u>特定信用事業代理業</u>には該当するものではないが、こうした外部委託が行われている場合には、委託者である組合に対するヒアリング等により、定期的に以下の着眼点を踏まえた状況把握等に努めるものとする。</p> <p>（注 4） （略）</p> <p>Ⅱ－3－2－5 貯金・リスク商品等の販売・説明態勢</p> <p>Ⅱ－3－2－5－2 主な着眼点</p>	<p>組合が、その信用事業を第三者に委託すること（以下「外部委託」という。）は、経営の効率化を図ることにとどまらず、より専門性を有する者に信用事業を委託することで、多様な利用者ニーズへの対応や急速な技術革新を踏まえた迅速な対応等を図ることも期待できる。しかしながら、組合が外部委託を行う場合には、利用者を保護するとともに、外部委託に伴う様々なリスクを適切に管理するなど業務の健全かつ適切な運営を確保することが求められることから、法令により、組合はその信用事業を第三者に委託する場合における当該信用事業の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならないとされている（水協法第 11 条の 12 第 2 項、信用事業命令第 12 条の 5）。</p> <p>以下に示す観点は、外部委託が行われている場合の一般的な着眼点であるが、委託業務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意するものとする。</p> <p>（注 1） （略）</p> <p>（注 2） 組合の信用事業を行うために必要な業務の一部について外部委託が行われている場合（<u>水協法第 106 条第 1 項の許可を受けて特定信用事業代理業を行う場合又は金融サービス提供法第 12 条の登録を受けて金融サービス仲介業を行う場合を除く。</u>）には、以下の着眼点のほか、当該外部委託が<u>特定信用事業代理業又は金融サービス仲介業</u>に該当するものとなっていないかどうかについても、検証を行うよう配意するものとする。</p> <p>（注 3） 例えば、組合の付随業務のみを外部委託することは水協法上の許可を必要とする<u>特定信用事業代理業又は金融サービス提供法上の登録を必要とする金融サービス仲介業</u>には該当するものではないが、こうした外部委託が行われている場合には、委託者である組合に対するヒアリング等により、定期的に以下の着眼点を踏まえた状況把握等に努めるものとする。</p> <p>（注 4） （略）</p> <p>Ⅱ－3－2－5 貯金・リスク商品等の販売・説明態勢</p> <p>Ⅱ－3－2－5－2 主な着眼点</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(1) 組織全体な内部管理態勢の確立            ①～③ (略)            ④ <u>金融商品販売法等を踏まえた対応</u>            水協法第 11 条の 12 第 2 項、信用事業命令第 9 条及び第 13 条並びに<u>金融商品販売法等</u>の観点から、金融商品の販売に際しての利用者への説明方法及び内容が適切なものとなっているか。また、<u>金融商品販売法上</u>の勧誘方針の策定・公表義務の趣旨にかんがみ、適正な勧誘の確保に向けた説明態勢の整備に努めているか。            ⑤ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)            (参考) (略)</p> <p>Ⅱ－3－2－6 苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む。）            Ⅱ－3－2－6－2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>Ⅱ－3－2－6－2－2 主な着眼点            組合が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。            特に、与信取引及び貯金・リスク商品等の苦情等対処の検証に当たっては、苦情等対処が説明態勢を補完するものであることに留意し、必要に応じ、Ⅱ－3－2－1－2、Ⅱ－3－2－5－2を参照する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 苦情等対処の実施態勢            ①～⑤ (略)            ⑥ <u>特定信用事業代理業者</u>を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、組合自身への直接の連絡体制を設けるなど、</p>	<p>こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(1) 組織全体な内部管理態勢の確立            ①～③ (略)            ④ <u>金融サービス提供法等を踏まえた対応</u>            水協法第 11 条の 12 第 2 項、信用事業命令第 9 条及び第 13 条並びに<u>金融サービス提供法等</u>の観点から、金融商品の販売に際しての利用者への説明方法及び内容が適切なものとなっているか。また、<u>金融サービス提供法上</u>の勧誘方針の策定・公表義務の趣旨にかんがみ、適正な勧誘の確保に向けた説明態勢の整備に努めているか。            ⑤ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)            (参考) (略)</p> <p>Ⅱ－3－2－6 苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む。）            Ⅱ－3－2－6－2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>Ⅱ－3－2－6－2－2 主な着眼点            組合が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。            特に、与信取引及び貯金・リスク商品等の苦情等対処の検証に当たっては、苦情等対処が説明態勢を補完するものであることに留意し、必要に応じ、Ⅱ－3－2－1－2、Ⅱ－3－2－5－2を参照する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 苦情等対処の実施態勢            ①～⑤ (略)            ⑥ <u>特定信用事業代理業者又は金融サービス仲介業者</u>を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、組合自身への直接</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか（Ⅱ－３－２－４－２(1)⑤、Ⅳ－５－２－２(9)参照）。</p> <p>⑦ （略）</p> <p>（４）～（６） （略）</p> <p>Ⅳ 特定信用事業代理業 Ⅳ－３ 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理 Ⅳ－３－２ 許可申請に係る事務処理 Ⅳ－３－２－１ 許可申請に当たっての留意点 Ⅳ－３－２－１－１ 許可の要否</p> <p>（１）・（２） （略）</p> <p>（３）許可が不要である場合 ① （略） ② 媒介に至らない行為を組合から受託して行う場合には、特定信用事業代理業の許可を得る必要はない。例えば、以下のイからハに掲げる行為の事務処理の一部のみを組合から受託して行うに過ぎない者は、特定信用事業代理業の許可が不要である場合もあると考えられる。 イ 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付 （注）このとき、単に取扱組合名や同組合の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。） ロ・ハ （略） （新設）</p>	<p>の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか（Ⅱ－３－２－４－２(1)⑤、Ⅳ－５－２－２(9)参照）。</p> <p>⑦ （略）</p> <p>（４）～（６） （略）</p> <p>Ⅳ 特定信用事業代理業 Ⅳ－３ 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理 Ⅳ－３－２ 許可申請に係る事務処理 Ⅳ－３－２－１ 許可申請に当たっての留意点 Ⅳ－３－２－１－１ 許可の要否</p> <p>（１）・（２） （略）</p> <p>（３）許可が不要である場合 ① （略） ② 媒介に至らない行為を組合から受託して行う場合には、特定信用事業代理業の許可を得る必要はない。例えば、以下のイからニに掲げる行為の事務処理の一部のみを組合から受託して行うに過ぎない者は、特定信用事業代理業の許可が不要である場合もあると考えられる。 イ 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付 （注）このとき、単に取扱組合名や同組合の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。 ロ・ハ （略） ニ 勧誘行為をせず、単に利用者を組合に紹介する業務 （注）上記「紹介」には、以下の行為を含む。 <u>a. 当該業者の店舗に、組合が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。</u> <u>b. 当該業者と組合の関係又は当該組合の業務内容について説明を行うこと。</u> <u>c. 組合のサイトへの単なるリンクの設定のみを行い、契約の締結に至る交渉や手続は当該組合と利用者との間で行い、当該契約締</u></p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
③ (略)	③ <u>結に当たり当該業者は関与をもたないこと。</u> (略)

附 則

この通知の改正は、令和●年●月●日から適用する。